

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第 7 7 号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和 5 4 年杉並区規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「料理室」を「料理室（料理使
用）」に改める。

別表第 3 杉並区立荻窪地域区民センターの項中「第 2 工芸室」の次に「並びに料
理室」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。
- 2 改正後の杉並区立荻窪地域区民センターの施設の使用の承認その他のこの規則
の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。